

備前市空き家活用促進補助事業の手引き

備前市空き家活用促進補助事業について

この事業は、空き家の有効活用と備前市内への移住・定住を図ることを目的に、自身が居住するための空き家を購入する場合に、購入費用の一部を補助するものです。

1. 補助対象者

- ・ 空き家（中古住宅）を購入し居住する人
※元の所有者等が3親等以内の親族の場合は対象外
- ・ 市税等を滞納していない人
- ・ 対象住宅に10年以上定住することを誓約する人
※転居した場合は補助金を返還してもらうことがあります

2. 補助対象住宅

- ・ 空き家（現に居住者がいない又は近くいなくなる予定のものを含む）
※賃借している住宅を購入する場合も対象となります
※店舗等併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住用途であること
- ・ 利用上の独立性を有すること（第3者との共同所有でないこと）
- ・ 別荘や賃貸目的等の住宅でないこと

3. 対象経費

- ・ 空き家の購入費（倉庫、車庫などの住宅以外の建物は対象外）
- ・ 空き家が建っている土地の購入費（付随して購入した山林や農地は対象外）

4. 補助金額

対象経費のうち、申請者が負担した額の10%で、上限50万円

5. 申請期限

売買契約日から6か月以内

※申請した年度内に事業を完了してください

6. 申請受付期間

2024年3月31日まで ※予算が無くなり次第終了

なお、補助金の交付決定には一定の期間を要しますので予めご了承ください。

備前市空き家活用促進補助事業の手引き

申請から支給までの流れ

※太字下線の書類は指定様式をご使用ください。

1. 交付申請

売買契約を締結後、6か月以内に次の書類を提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 売買契約書の写し
- ③ 本人確認書類の写し（免許証・マイナンバーカード等）
- ④ 費用内訳証明書（様式第2号）
※契約書で内訳が確認できる場合は不要
- ⑤ 住宅の位置図（地図）と平面図（間取図）
- ⑥ 住宅の全景写真

2. 交付決定通知

交付申請を審査後、補助金の交付を決定します。
補助金交付決定通知書…市から申請者に通知

3. 実績報告

申請年度内に住民登録と登記を完了し、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 実績報告書（様式第7号）
- ② 登記事項が確認できる書類
- ③ 購入代金が支払われていることが確認できる書類の写し（領収書、振込書の写し等）

4. 確定通知

実績報告を審査後、補助金額を確定し通知します。
補助金確定通知書…市から申請者に通知

5. 補助金請求

確定した補助金額の請求書を提出してください。

- ① 補助金請求書（様式第9号）

6. 補助金交付

概ね1か月以内に補助金を指定された口座に振り込みます。

申込・問合せ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市 産業部 土地住宅政策課 移住定住推進係

TEL 0869-64-2225 FAX 0869-64-1850 MAIL: bzijuu@city.bizen.lg.jp

エル